



2022年2月14日

各 位

東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1
会社名 アース製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 CEO 川端克宜
(コード番号：4985 東証一部)
上席執行役員
問合せ先 グループ経営統括本部 三塚 剛
本部長
(TEL. 03 - 5207 - 7458)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年3月23日開催の第94期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「現制度」といいます。）の改定を決議し、現制度の改定に関する議案を2022年3月25日開催予定の第98期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 現制度改定の理由

当社は、2018年3月23日開催の第94期定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現制度を導入いたしました。

今般、各対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、現制度の内容を以下のとおり一部改定する（以下「新制度」といいます。）ことにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 新制度の内容

現制度では、対象取締役に対して支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の総額は、年額150百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）としております。更に対象取締役は当社との間で個別に締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）により割当を受けた日より3年間から5年間の間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとしています。

本株主総会にて可決された場合は、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させるために、対象取締役と締結する本割当契約の譲渡制限期間を、「本割当契約により割当を受けた日から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間」に改定したいと考えます。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本割当契約の内容についても所要の修正を加えることとなります。当該変更につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

なお、本日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬の付与対象者を拡大することも決議しており、新制度においては、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の子会社の取締役に対しても同様の譲渡制限付株式報酬を付与する予定です。

以上